

広島市規則第72号

令和7年12月25日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 安佐北食育交流センター使用料

第19条第2項に次の1号を加える。

(82) 安佐北食育交流センター使用料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

別表第3の(1)の表教育委員会事務局の項の次に次のように加える。

安佐北食育交流センター	所長	(1) 安佐北食育交流センター使用料の収納
-------------	----	-----------------------

附 則

この規則は、令和8年1月7日から施行する。